

ころです。

以下、時間の関係もありますので、細かいことは省略をさせていただきます。

4ページの(4)ですが、採水の方法に関しましては、先ほど見ていただいた表にありますように、鉛に関しては滞留水を採取して試料とするという考え方でございます。それ以外については、空欄のところもございますが、空欄のところを含めてすべて流水というふうに御理解をいただきたいと思います。鉛に関しましては、後でまた御説明をさせていただきます。

それから、1. 2 「臨時の水質検査」につきましては、現行の整理について書かせていただいておりまして、この具体的な考えについては、定期の水質検査の在り方がある程度方向が見定められた時点で、少しまだ考えていきたいというふうに思っておりまして、現在のところは、具体的に突っ込んだところまでは検討いたしておりません。

それから、1. 3 「給水開始前の水質検査」についても、現時点では同様でございます。

それから、5ページの2 「評価方法」についてなんですが、これも頻度などについての基本的な考え方がある程度整理されないことには、評価方法だけ議論しても始まりませんので、この辺もちょっと申し訳ないですが、今のところはペンドィングというふうにさせていただいております。

そのあと「参考」ということで現行の規定、これは通知を挙げさせていただいておりまして、こういったところを基本に、今後考えていきたいというふうに思っております。

以上が、資料3-1に関してなんですが、鉛に関してはどうしましょうか。これは後になりますか。

○眞柄委員長 とりあえず、今の御説明をいただいた範囲で、御質問や御意見があればお出しください。お願ひします。

多くは、現行と基本的な考え方は変わりがなくて、具体的には表-1の採水頻度のところで、従来とは変わる考え方方が導入されているということだと存じますが。

西村先生、何か御意見ありますか。

○西村委員 今のところは特ないです。

○眞柄委員長 ほかにいかがでしょうか。

○平田委員 ちょっと教えていただきたいのですけれども、3ページの⑥の下にある5行ほどの文で、「浄水処理における日常の工程管理や水道システム全体を通した水質の監視及び管理」というのは、何か具体的な話が後で出てくるということになるのでしょうか。

○国包委員 本来であれば、そのところについて、むしろ私自身の考えをきちんと整理

したものをお出ししなければいけなかったのですが、途中までは自分なりに整理はしているのですけれども、今日見ていただけるところまでは整理できなかったものですから、今日の段階ではちょっと中途半端な状態でこれをお出ししてしまいました。すみません。

○眞柄委員長 いずれ何かが出てくると。

○平田委員 ありがとうございました。

○眞柄委員長 ほかにありますか。

○古米委員 表－1の内容については、国包委員とご相談させていただいた部分も含まれていますが、あらためて確認したい点があります。今回の内容では、過去の測定実績等であるとか、水源別で測定項目を設定するであるとか、あるいは農薬であればその使用時期を想定してサンプリングするなどとか、水質検査のためのサンプリング・評価に関して妥当な視点が示されています。しかし、実際にそれらを適用しようとすると、過去の実績に対してどのような判断基準をもって測定頻度を減らしていくのかというようなところが必要になります。したがって、この委員会の中でこのような具体化した判断基準のようなものも提案する作業が求められているのか。そうではなくて、例えば、このような視点が重要ですよという例を示す程度でのいいか。この委員会で求められているレベルが、どういうところにあるのでしょうか。

○岸部水道水質管理官 私どもといたしましては、今回、審議会としての答申をいただいて、それを受ける形で行政的な措置を取りたいというふうに考えておりますので、可能であれば、先ほど先生がお話しになりましたような、例えば、具体的にどういう場合に省略できるとか、そのレベルまで御検討いただければありがたいと思思いますけれども、時間的な都合がございますので、そこまでいけない場合はやむを得ないと思いますが、可能な限りということで。

○眞柄委員長 それは、1. 1の(2)のところの水道の規模に応じて複数箇所を設定することが必要であるということが検討課題になっているけれども、できれば給水人口、例えば10万人当たり1栓とか5万人に1栓とか、それなりにやはり数値的な目標も示していただける方が、議論を収斂させる上ではありがたいだろうということだと思います。

それから、小規模水道で、確かに施設は一体でないにしても、ほぼ同様な水源を利用している小規模水道が隣に2つ、3つあるときに、従来の考え方だと、施設一体では施設に1つずつ検査しなくてはならないけれども、場合によっては、まさに非常に類似した水源で、同じような浄水の施設を適用しているところは、必ずしも検査は施設ごとに、水源系統ごと1個でなくてもいいというようなことも可能かどうか、ちょっと御検討いただけま

せんか。

○国包委員 わかりました。

○岸部水道水質管理官 それから、あと、この機会に、先ほどの水質検査の QA/QC とも関係するのですけれども、工程管理と水質基準の適合のための検査というのは、いろいろと混同するというよりも分けがたいというようなことかと思うのですが、私どもがまずお願ひしたいのは、1つは、工程管理のための水質検査なり水質管理もあるのですが、水質基準の適合のための水質検査のためには、どういう頻度でどういう場所でどういう形でやればいいのかというのがまずあって、その上で、例えば先ほどの御議論で、その場合、大規模はこう、小規模はこうというふうな形で整理をいただけるとありがたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○眞柄委員長 よろしくお願ひします。

○安藤委員 では、1つ質問させていただきます。どこに入るのかよくわからないのですが、結局、先ほどの工程管理のところと交錯していて申し訳ないですが、1. 1の(3)の②で農薬を除いては云々ということと、農薬以外は年4回程度でも基準を超える濃度ピークというのは見逃す可能性は低いと。ということは、農薬は集中的にどこかでやるべきだという話だと思います。それはそのとおりだと思うのですが、いわゆる突発事故だとかそういう問題は、ここに入っていないですね。例えば、だーっと流してしまったとか。

○眞柄委員長 国包先生が言われたと思いますが、今、基本的には定期の水質検査で農薬に関して言えば、環境省の方で登録保留のときは水田に関係するものは150日間平均でやっているから、そういうものに関しては、150日間で4回測れということだと理解しています。

それから、今、安藤先生がおっしゃったようなものは、1. 2「臨時の水質検査」で、今、臨時の水質検査について通知でイからへまで入ってきますけれども、むしろさっきの危機管理のことと含めて、この通知の内容をもう少し詳しく記載するようなものを、やはりバックアップを準備してほしいというお話をするのではないかと思います。ただ、それは、もう今更通知はないという言い方はあれですが、通知の出し方とか重みはいろいろ違ってきてるので、どういうときに臨時の水質検査、例えば、タンクローリーがひっくり返ったときにどうするかとか、そういう話はどこかで工夫して、安全な水道水を国民に常時供給できるような、あるいは供給されていることを確認するような方策を考えていかなければならぬだろうと思います。今は、施設基準があるのですが、希望的に言えば維持管理基準みたいなものが本当はあるといいのだろうなとは思います。

それでは、時間もありますので、次に、鉛について国包先生からお願ひします。

○国包委員 先ほどの続きのようなお話をですが、資料3-2をごらんいただきたいと思います。鉛については、御承知のように来年の4月1日から0.01mg/Lという水質基準が施行されることになっております。ただ、その場合に、従来の慣例として行われております、流水によるサンプリングが適切かどうかという議論が以前からございました。結論から言いますと、流水によるサンプリングでは、特に朝一番の水ですとか、鉛の濃度が実際に高いことはよくわかつておりますので、そういう実態から考えて適切ではないという判断から、改めて、それでは、どういった鉛に関してのサンプリングの方法がいいのだろうかというのを検討させていただいたわけです。その結果について、今日ここに御報告させていただきたいと思います。

背景は、今申し上げたようなことですので省略させていただきまして、2「鉛濃度検査のための試料採取方法」ということで書いておりますが、次の2ページ目をごらんいただきますと、幾つか滞留水を測定する方法が考えられるわけですが、1つ念頭にございますのは、オランダで採用されている30分滞留水を2L採るという方法でございます。この方法を仮に我が国で導入した場合にどうだろうかという検討を実はやろうとしたのですが、さまざまな事情から、我が国での30分滞留水の是非そのものを詳しく調査するということは、今までできておりません。ただ、30分滞留水については、一部サンプルを探って調査はいたしておりますし、それから、もう一つ、若干簡便な方法になるかもしれませんのが、15分滞留水、これは5L採るという方法で今考えておりますが、その方法と比較検討をいたしております。この方法のもう少し詳しい内容ですか、こういった方法でのこれまでの検討の結果を簡単にまとめましたものが、最後のページに一覧表でついておりますので、これをごらんいただきたいと思います。

1つ、こういった採水方法を検討する場合に念頭にございますのは、流水ではやはり正当な評価ではないだろうということがございますが、片一方それをどうするかということになりますが、できれば、我々の平均的な鉛に対する暴露濃度をつかまえたいということがございます。オランダの30分滞留水の場合も、そういった考え方で、もともとこの方法が新たに提案されたということがございます。

そういうことから、平均暴露濃度に近いところの評価ができるかどうかということも念頭に置きながら、具体的な方法の検討を行ってまいりました。この表の左側の方から見ていただきますと、先ほど申し上げました3つの方法を書いております。いずれの方法も、特に15分、それから、30分滞留水の場合、特に重要になるわけですが、流量約5L/分で

5分間水をあらかじめ流しておいてからサンプルを探るというふうな方法でやっております。そこがスタート時点ということでございます。

この15分滞留の場合と30分滞留の場合では、その後のサンプルの採取量が異なっております。15分の方は5L、30分の方は2Lというふうになっています。30分2Lの方はともかくとしまして、15分5Lの方は、5Lをサンプリングすることによって、通常の場合ですと、各戸で使われている鉛管の中の水を大体すべて取り込むことができる。つまり、鉛管の延長なりに見合った鉛の濃度が検出できるというふうな考えに立っています。長いなら長いなりに、短いなら短いなりに、そのことが鉛の濃度に反映されるという意味でございます。

あとは「データの信頼性と再現性」という欄ですが、15分と30分を比較いたしますと、当然30分の方が濃度のばらつきとかは小さくなります。ただ、そのばらつきの程度というのは、15分の場合も30分の場合もそんなに大きくは変わってまいりません。

それから、絶対的な数値の大きさですが、これはこれまで調べた結果ですと、15分滞留水より30分滞留水の方が、少し濃度は高くなります。ただ、15分滞留水でも、ある程度流水とは違った結果が出てまいります。

それから、15分滞留水で5Lの場合と30分滞留水で2Lの場合も比較しているのですが、今までのところ現場の調査では、そんなに大きな差は出るという結果は出ておりません。

それから、先ほど申し上げました、その次の欄の「平均暴露濃度との関係」のところですが、この平均暴露濃度というのは、かなり現場で詳しい調査をやってみないことにはわかりません。こういった調査を本当は、先ほど申し上げましたように是非やりたいというふうに考えていましたが、今までのところですと、協力が得られるようなケースがなかなか見当たらない。ゼロではないのですが、ただ、オランダの場合のように、数十とかあるいは100を超えるようなそういう数でのサンプルが得られる可能性が非常に少ないとということで、今のところはまだ実現いたしておりません。

平均暴露濃度との関係について、大ざっぱではあります、そこにまとめております。15分滞留水の場合は、どの程度平均暴露濃度に近いか、超えているか、超えていないかという辺りのことは十分にはわかっております。

30分滞留水の場合につきましては、オランダのケースでは、現場での詳細な調査によつて、ほぼ平均暴露濃度に近い値が得られているということに一応なっております。ただ、オランダのケースもデータのばらつき具合を見ますと、かなりばらつきがございまして、

その中でそう申しては何ですが、えいやということで、この 30 分 2 L という方法を決めているというのが実情でございます。

それから、この注釈の 3)にも書いておりますように、いわゆる利用者の行動の仕方といいますか、朝一番の滞留水は使わないとか、そういった行動の在り方によって、随分、平均暴露濃度というのは変わってくるということが言えると思います。そういったことから、今の時点で十分な調査が必ずしも行えていないということの言い訳になってしまふかも知れませんが、仮に詳しい調査を十分にやったとしても、真の値がどの辺にあるかというのを見出して、なおかつ、それに見合ったような採水方法をきちんと提示するというのは難しいのではないかというふうに、今のところは思っております。

あと、採水作業上の問題点、作業の負荷のことを主として書いております。15 分滞留水と 30 分滞留水を比べますと、やはり作業量にかなり時間の差が出てまいりますので、これを何地点かについて検査するという前提で考えますと、作業効率の面からは明らかに 15 分滞留水の方が望ましいし、箇所数にもよるのですが、この辺が限界であるかなというふうに、今のところは考えているわけでございます。

そういったことから、ちょっと長くなりましたが、以上のようなことを総合的に考えまして、現時点では、この 15 分滞留水を採取して検査するという方法が、鉛に関しては適当であろうというふうに考えているところでございます。

それから、更に、この 15 分滞留水について、資料には書いておりませんが、今、可能な範囲で現場でもかなり調査をしていただいております。今のところ、まだ十分な見極めは立っておりませんが、もしかしたら、この方法ですと流水の場合よりはかなり濃度が高くなりますので、新しい基準の 0.01mg/L を超えるところが、数としては相当出てくるかもしれません。これは、水道事業体によっても随分事情が違うだろうと思いますが、今、幾つかのところでそういった検討も進めさせていただいております。少しずつ明らかになってきているのですが、それほど基準を超えることはないようですが、事業体によっては、相当多くのところが基準を超えるというふうな、途中の今の段階での見通しが出てきているところでございます。もちろん、この辺は、鉛管を使っている利用者の数が幾らぐらいあるかということにも大いにかかわりがあります。

片一方、鉛が基準値を超えた場合の方策としてあり得るのは、鉛管の布設替え、あるいは水道事業体による pH の調整ですか、あるいはこれは利用者の自己負担という可能性が高いと思いますけれども、イオン交換の浄水器を活用するというふうな方法が考えられます。そういった現実に取り得る方策のことも併せて考えますと、今の時点でいろいろな

ことを総合的に考えまして、この 15 分滞留水 5 L というのが、これでもかなり厳しいですが、現実の基準適合性の評価という点では、検査のためのサンプリング方法として妥当なところではないだろうかというふうに考えているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○眞柄委員長 ありがとうございました。

相当数、鉛管の使用率によって違うがというお話ですが、鉛管の使用率が多ければ、つまり鉛管を使っているところだとほとんどだめなのか、どうなのか、その辺はどうですか。

○国包委員 今は断定的なことは申し上げにくいのですが、鉛管の使用率が非常に高い都市、大中小はなかなか難しいですが、中都市ですと、9 件の調査結果で、全部どういうわけか 0.01 の数字を満たしております。これは 1 つには、測定されたのがついこの間で水温の低い時期ですので、そういうことも関係していると思います。それから、鉛管の延長がたしか長いケースでも 15m はいかないぐらいだったと思いますので、そういうことも関係があるかもしれません。

○眞柄委員長 でも、超えるところもあるのですね。

○国包委員 超えるところはあります。都市によっては、大きい都市でかなりの割合で超えそうだというおそれがあるところもあります。

○眞柄委員長 かなりというのは 5 % ぐらいですか。

○国包委員 そうですね。5 %、場合によっては 10 %。ちょっと今日は、資料を手元に持ってきていないですが。

○眞柄委員長 ありがとうございました。

ということですが、現行は流水または滞留水どっちでも検査のときに選択することになっていたのですが、実質的には流水を採用されているところが多いですが、今回は 5 分流して 15 分滞留して、5 L 水を採って測ろうというお考えをとりあえず出していただいたのですが、これについていかがでしょうか。

○谷津水道課長 非常にサイエンティフィックなペーパーをお出しいただいてありがとうございます。

行政的に見て、鉛の基準をつくった健康影響というのは、基本的には長期慢性暴露で、前回の御答申をいただいた経緯も、非常に安全性を見た数字ということで今の基準をお決めいただいているわけですけれども、そういうことを考えますと、平均的な暴露レベルをどう評価するのかというのが、行政的に見ると一つ大きなポイントかなと考えております。これが一点であります。

もう一つは、基準というのは健康影響とサンプリング方法と分析方法が3点セットになって決まっているようなものですね。ということを前提に、この基準ですと健康影響が問題となるということで決まっていると思います。

もう一つは、現在の水道施設が置かれた実態と対策技術の可能性みたいなものもある程度考えながら、そこで、経過措置も取りながらやってきているわけで、それが10年間の経過措置ということでありまして、来年その期間が切れるということなわけがありますが、そういうことを全体として考えたときに、15分の滞留水の御提案の中で、一つは、平均的な暴露レベルとの関係が、今のところこの表を見ますとよくわからない。これは、15分の場合も30分の場合もよくわからないということになっているわけで、2ページの(2)のところを見ますと、いずれにしろ、この研究に待つところが大きいという御評価をいただいているわけです。一方で、まだ現場サイドで鉛管が残っているというのが実態でありまして、その影響がどの程度なのかという、言ってみれば社会的なインパクトのアセスメントですね。これもちょっとよくわからないという状態で、行政的に決めるというのはなかなか厳しゅうございまして、その辺、どのように行政として考えていったらいいか、御意見をいただければありがたいなと思います。

もう一つだけ言いますと、鉛については、過去10年間でいろいろな議論があって、いきさつがある中での話であります。

それと、行政の目標は、やはり現場での鉛管の布設替えというか、鉛対策をどう進めていくかというところがポイントですので、なるべく事業体をそういう方向に後押しするような、もう一つは、給水装置にかかる問題ですので、個人の財産にかかる問題ですので、そういうリスクコミュニケーションというか、水道事業体と利用者との間のコミュニケーションをうまくサポートするという辺りのことも併せて、御意見をちょうだいできればと思います。

○眞柄委員長 今、谷津課長のおっしゃったことは、鉛に係るさまざまな問題を含んでいますので、今から議論するわけにもいかないと思いますので、どこかで鉛のことについては、少し時間を掛けて議論をするようにしたいと思います。鉛のことは、試料採取方法そのものだけではなくて、いろいろなことも関係していますので、どこかで議論をするということで、とりあえず預からせていただきたいと思います。

では、大分時間も過ぎていますので、もう一つ「水質検査計画について」、国包さんにペーパーを準備していただいたので、ここまで進めたいと思います。国包さん、お願いします。

○国包委員 資料4をごらんいただきたいと思います。水質検査計画に関しましては、以前よりいろいろな形で議論をされてきているところです。今回このことについて改めて検討を私の方で仰せつかっているところですが、その具体的な内容としましては、1ページにありますように、1番のこれまでの水質検査計画にかかる制度についての報告の現時点での見直しでございます。

それから、もう一点は、2番目になりますが、今回の基準改正あるいは基準そのものだけではなくて、基準にかかるいろいろな制度の見直し、そういった中で、検査項目の選択の適正化とか透明性の確保、こういったものを確保するための1つの手立てとしての検査計画の位置付けということでございます。こういったことについて、いろいろ今まで検討をさせていただいておりますが、これに関しましても、ごく基本的なところにとどまつておりますが、具体的には2ページ、3ページに現在の状況を書かせていただいておりますが、2ページの1のところにございますように、中で年度が乱れているかもしれません、平成12年以前の専門委員会の報告、こういったものに基づく限りですが、2ページの下半分に箇条書きにしておりますように、大体こういった方向での水質検査計画というのが当時考えられております。

概略を御紹介いたしますと、1)としまして、水道事業者は、ここにありますような内容の水質検査計画を作成する必要があるというふうなことでございます。それから、もちろん、それに基づいて水質検査等を実施するということでございます。

2)、水質検査計画の内容はここにありますような基本方針ですか、それから、定期検査の項目、頻度、検査地点、検査方法、それから、主体と考え方。それから、③には臨時の水質検査の考え方。④は、その他というふうになっています。

3)にまいりまして、こういった水質検査計画の内容につきましては、実際にその結果について年度ごとに事業者自らが評価を行って、必要に応じて計画の改定を行う。それから、測定結果については、評価の上、利用者にも公表するというふうなこと。

4)は、都道府県がこういったことに関して必要な助言、指導を行う。

5)につきましては、ほぼ同様ですが、国がこういったことに関してのガイドラインの提供等、技術的な支援を行うというふうなことが書いてございます。

以上のようなことが、これまでの検討の取りまとめの概略でございますが、こういったことに関して現時点で考えますに、基本的には、こういった考え方で私は妥当だというふうに考えているところでございます。当然、今回の基準等の改正に伴いまして、幾つか変えなければいけない部分が出てまいりますので、具体的には3ページの最後から7行目以

降に書いているところですが、こういったところに関しては、今後、全体の進み具合と併せて見直していかなければいけないというふうに思っております。

それから、最後に2～3行書かせていただいておりますが、先ほど来の今日のお話で、やはり「工程管理」という言葉に代表されますような、安全確保のためのいろいろな手立てを水質検査計画の中で可能な限り盛り込むのが妥当ではないかというふうに1つには考えております。そうなりますと、「水質検査計画」という言葉の意味する範囲を内容としては超えてしまうようなものになってしまふかもしれませんけれども、それにしても、1つの場として水質検査計画というものは、やはりそういったことを盛り込むべきものではないかというふうに思っておりますので、そういったことも含めて、今後検討を進めたいと考えております。

いずれにしましても、全体的いろいろな議論の進み具合を見ながら判断して、これについて進めていきたいと思っております。

以上です。

○眞柄委員長 ありがとうございました。

安藤先生、何かこれについてありますか。

○安藤委員 私も、こういう感じかなと思います。

○眞柄委員長 もう時間も過ぎてしまって、私の進行が悪くて申し訳ありませんでした。

安藤先生に御準備していただいた QA/QC のことと、それから、国包先生に準備していただいた検査のためのサンプリング・評価と、今の水質検査計画は、考えてみれば一つの固まりの中のものだろうというふうに思います。基本的には、検査計画があって、それを実行するためにサンプリングがあって、QA/QC あって、一連の流れがあると。その一連の流れを I S O の 9000 なり 17000 シリーズで品質保証をする。その品質保証がされているかどうかというので第三者認証を受けるというのが組織的な問題だろうと。今の三つのテーマの中で、特に話題として浮かび上がってこなかったのは、そういう業務に従事する人の資格の第三者認証をどうするかということが、議論の対象にはなっていなかつたと思いますので、次回のこの問題の総取りまとめのときに、組織の認証の問題と、それに従事する人間の第三者認証のようなものが要るか要らないかということについて御意見を出していただいて、御議論をいただきたいというふうに思います。

それは、先ほど課長からも話があったと思いますが、登録の在り方だとか、自らの検査体制の在り方のところ、あるいは工程管理の人間をどうアサインするかというようなところと関係しているだろうというふうに思います。

それから、もう一つ、鉛のことについては、とりあえず国包先生から、来年の4月以降施行される鉛の試料採取方法について御提案がございましたが、谷津課長の方から、我々の仕事は試料の採取方法ではあるのですが、鉛対策全般の水道課の考え方を、できれば国包先生にもう一度お考えいただいて、15分滞留法とは違う試験方法がもう一度あるかないか御検討いただくということと、では、15分滞留法を試験方法に適用した場合、基準に適合しなかったときに、その検査結果をどう評価するかというところを御検討いただきたいと思いますので、お願ひします。

それから、もう一つ、資料5というのがあります。資料5は、12月20日に水道部会がありまして、中間報告をこの水質管理専門委員会からすることになってございます。これについて、水道課の方でおまとめをいただきました。内容については、これまで議論していることを整理していただいたものだというふうに理解をしております。時間の都合もありますので、恐れ入りますが、資料5をごらんになりまして不都合なところがございましたら、水曜日ぐらいまでに私のところへメールで、ここが都合が悪いというようなことの御返事をいただければと思います。CCで松田さんに入れてください。お願ひします。

それから、もう一つ、参考資料ですが、資料5の参考資料のつもりであります、その2ページ目を見ていただきますと、次は、1月28日に基準及び検査方法を個別ごとに審議を行うことになっております。28日は少し量が多いので、事務局としては午前と午後だと言っているのですが、皆さん方の日程を確認していただきたいと思います。私は多分、大丈夫の予定にしているはずですが、28日はちょっと時間をかけて進めたいと思いますので、お願ひします。

その次が、2月17日、3月3日、3月26日という日程になっております。我々大学の教官は結構忙しくて、2月17日か3月3日の間に日程が取れるかどうかわかりませんが、場合によれば3月3日か3月26日のこの辺のところで、もう一回ぐらい専門委員会を入れさせていただかなければならぬかもしれません、それは28日の審議の進捗状況で御判断をさせていただきたいと思います。

それから、WHOの本部の方のWebですが、まだ出ていませんね。昨日、ジクロロ酢酸の原稿がEPAから入ってきましたので、多分これが最後だろうと思いますので、あと1週間ぐらいで出てくるだろうというふうに思います、そんなところでございます。

では、最後に、事務局の方からお願ひします。

○岸部水道水質管理官 先ほどの議論の中で申し上げたことに関し、訂正とお願ひをさせていただきます。

先ほど私の方から、指定から登録制度への変更をするのは、法律が6本というふにう申し上げましたけれども、法律で指定を規定しているのが6本ということでございまして、政令レベル、省令レベルはいろいろありますので、それを含めれば、もっと多くの制度が指定から登録に乗り移るということでございます。

○眞柄委員長 では、食品衛生の方もなる可能性はあるわけですね。

○岸部水道水質管理官 それはあり得ます。

それから、2点目として、指定から登録に関しまして、水道法の場合は法律改正をする必要がございます。指定から登録への措置というのは法律改正を伴うものは平成15年度措置というふうにされておりますので、次期通常国会で法改正をすることになります。そのため、今私ども法律の改正案の作成作業を進めているところでございますが、次期通常国会は1月から始まりますので、この御答申をいただく前に案を立案しなければいけないというようなところがございます。

一番問題になろうかと思うのは、登録機関の登録基準のところかと思います。ほかの部分は、基本的に事務の透明化ということで具体的な中身ではないですが、登録基準の中で、先ほど先生方にも大体御理解いただいたと思うのですが、登録基準の一つとして、G L Pに適合してもらうということも一つの登録基準にしたいというふうな方向で、私ども法令の立案作業を進めたいと思いますので、その点、答申を待たずに立案させていただきますけれども、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○眞柄委員長 では、どうもありがとうございました。